

新発見の小浜酒井家文書

山本博文

はじめに

本所に所蔵されている貴重書の整理は年来からの課題であり、平成七年度、図書運営委員会では未整理史料の整理・配架を重点目標として掲げた。筆者は、図書運営委員長であった関係から、貴重書庫内の未整理史料のほぼ全点を検討し、所内で展覧会を開催し、興味を持った所員に整理をお願いした。この業務の中で、ここに紹介する小浜酒井家文書が「発見」されたのである。

本史料は、未整理の貴重史料の中に「A26 小浜酒井家史料」として収められていた。中を改めて見ると、徳川家康の御内書一点、徳川家光の自筆御内書二点、徳川家綱の自筆御内書二点を含む貴重な文書群であった。中でも七月五日付徳川家光自筆書状は、非常に内容に富むもので、本所に台紙付写真として収められているから知る者もいたが、長らく所在不明となつていていた史料である。

宛名は、多くが小浜藩初代藩主で幕府老中も務めた酒井譲岐守忠勝であるから、小浜酒井家史料の一部であることはほぼ確実である。また、外に「A71 酒井家史料」と書かれた付紙のある黒漆塗りの箱に、二十二通の女房奉書が収められていた。これも後に紹介するように、酒井家文書の一部である。

昭和二十七年十二月、本所は、旧小浜藩主の御子孫である酒井忠博氏と酒井家Bの寄託契約を結び、昭和三十五年十一月に寄託契約を解除している。次いで昭和三十六年一月には、一部（古河文書・日記）を除い

以下、小浜酒井家文書が本所へ入った経緯、本史料群の特質、および本史料の紹介を行つていきたい。

一 小浜酒井家史料受け入れの事情

本史料は、昭和四十五年一月十二日、編纂研究用として購入したもので、経費科目は「校費」、支出負担行為番号は「218」である。納入者は酒井宇吉氏であるから、これは古書肆一誠堂である。品名は「小浜藩酒井家文書 德川家光自筆書状外33通」となつている。

従つて、本所が本史料群（以下、酒井家Aと呼ぶ）を古書肆を介して購入したことは確実であるが、小浜酒井家史料は現在ほとんどが小浜市立図書館に收められており、同図書館所蔵酒井家史料との関係が問題となる。しかし、その前に明らかにしておかなければならないのは、酒井家史料が同図書館に寄贈された経緯である。同図書館所蔵の酒井家史料には、本所が借用していた酒井家史料（以下、酒井家Bと呼ぶ）も寄贈されて一部を構成しているのである。酒井家Bの返却の事実経過を述べると次の通りである。

昭和二十七年十二月、本所は、旧小浜藩主の御子孫である酒井忠博氏と酒井家Bの寄託契約を結び、昭和三十五年十一月に寄託契約を解除している。次いで昭和三十六年一月には、一部（古河文書・日記）を除い

て再契約を締結している。これらの手続きは、当該史料がすでに酒井家に返却されていたという事情によるものと思われる。

昭和四十六年二月二十二日、再契約が締結される。しかし、昭和十五年五月十一日、酒井忠博氏より寄託変更届が提出された。これは酒井家で所蔵されていた史料（以下、酒井家Cと略す）が昭和五十一年九月、小浜市に寄贈されることになり、あわせて史料編纂所へ寄託されていた史料（酒井家B）も小浜市へ寄贈することになったためである。

これら的事情は、「小浜市史 藩政史料編」の解説、および『酒井家文庫総合目録』『酒井家文庫藩政史料目録』などに詳しく記されているので参照されたい。ただし、これらの解説では、酒井家Bの寄贈を昭和五十二年としており、本所に残された書類と少し齟齬している。

本所では、寄託変更届を受け、借用史料全点を写真撮影した上で、昭和五十四年六月十一日、寄託契約を解除した。返却された酒井家Bは、すべて小浜市立図書館へ寄託された。

この時、酒井家Bの内容については、本所に借用史料目録が保存されているが、より公開された情報としては、「史学雑誌」に藩政史料調査会によって執筆された調査報告がある。⁽¹⁾ 分担執筆者は、山口啓一・進士慶幹・金井圓・小西四郎・山本武夫・村井益男・阿部善雄の七氏で、いずれも本所の元所員である。そして、同会の責任者で、元所員の伊東多三郎氏が原稿の整理にあたっている。

これによつて、酒井家Bの全貌が明らかになる。

その中心は、①「酒井家編年史料稿本」七百九十九冊とそれに付随する諸史料である。「酒井家編年史料稿本」は、酒井家から依頼され、昭和二年から昭和十五年にかけて当時東京大学史料編纂所所長であった三上參次氏を顧問とし、同所編纂官であった芦田伊人氏を主任として編纂された編年体の史料である。酒井家史料が本所に寄託されていたのも、

そのような事情があつたためである。

次に、②「空印（酒井忠勝）様御書下写」十二冊がある。これは「酒井家史料編年稿本」でも中心的な史料として利用されている。その外、③旧藩時代以来編纂された「拾椎雜話」十七冊、「同後編」十一冊などの編纂史料、④由緒書（家臣家譜）・分限帳・法規・家格、⑤漢学・医学・茶道関係の学芸史料である。

なお、幕末の藩主酒井忠義は天保十四年十一月から嘉永三年七月までと、安政五年六月から文久二年六月まで約十年間にわたつて京都所司代に任じられていたが、明治初年、幕府との関係や藩政に属する文書・記録は一切焼却され、残されていない。

これが本所で借用していた酒井家文書（酒井家B）のすべてである。酒井家Bは、小浜市立図書館に寄託変更された後、酒井家Cと合体され、『小浜市史』史料編として刊行され、多くを活字で見ることができる。そして、当然のことながら、その中には酒井家Aは一点も存在しない。

以上のことから、酒井家Aは、本所の借用史料の中には入っていないかったことが明らかである。つまり、酒井家Aは、酒井家自身に残された史料（酒井家C）の一部が流れたものと推定される。

酒井家史料にある徳川家光自筆書状に着目すると、本所の台紙付き写真には、①七月五日付徳川家光自筆書状（312・2697）および②十一月二十五日付徳川家光自筆書状（343・2695）の二点がある。いづれも撮影年次は、大正二年九月五日であり、この時点では伯爵酒井忠道氏の所蔵である。この内、①は古書肆に流れ研究者の目に触れなくなり、②は酒井家の手元に保存され（酒井家C）、小浜市に寄贈された。そのため、現在では『小浜市史 藩政史料編』に活字および写真で紹介され、平成七年九月に開催された川越市立博物館の特別展「酒井忠勝にみる近世大名の姿」にも出陳され、有名な史料となつている。

酒井家が、史料編纂所へ酒井家Bを寄託した後も酒井家Aを東京邸に残していたのか、あるいはその時点ではすでに流出していたのかは明らかではない。ただ、酒井家が昭和二年から同十五年までの長期間にわたって酒井家々史編纂室を設置し、莫大な費用を投じて「酒井家編年史料稿本」を編纂したことを考えれば、酒井家Aが流れたのは戦後のことだろうと推測される。いずれにせよ、酒井家は、酒井家Aが貴重な文書であることを認識されており、一般の史料とは別置していたと想像される。それが学術研究の発展のため、古書肆の手を経て本所に入つたものである。

二 本所所蔵酒井家文書の概要

a 徳川家康御内書

一は、酒井与七郎宛の徳川家康御内書で、内容は、歳暮の祝儀として小袖を贈ったことに対する礼状である。与七郎は、酒井忠勝の父忠利の幼名であるとともに忠勝自身の幼名でもある。したがって、おそらくは酒井忠勝宛てたものだと思われる。忠勝が与七郎を改め讃岐守を名乗るのは慶長十四年十一月であるから、それ以前のもので、忠勝元服前後のものではないかと推測される。酒井家文庫の中には同種の御内書は残されていない。

b 徳川家光自筆御内書

二、三は徳川家光の自筆の御内書である。家光自身の心情を吐露するとともに、忠勝の特別な地位を認める証文の役割をも担つていて

二（七月五日付）は、本所所蔵台紙付写真（312・2697）にあつて存在自体は知られていたが、原本の所在は永らく不明とされていた。大意は次のようなものである。

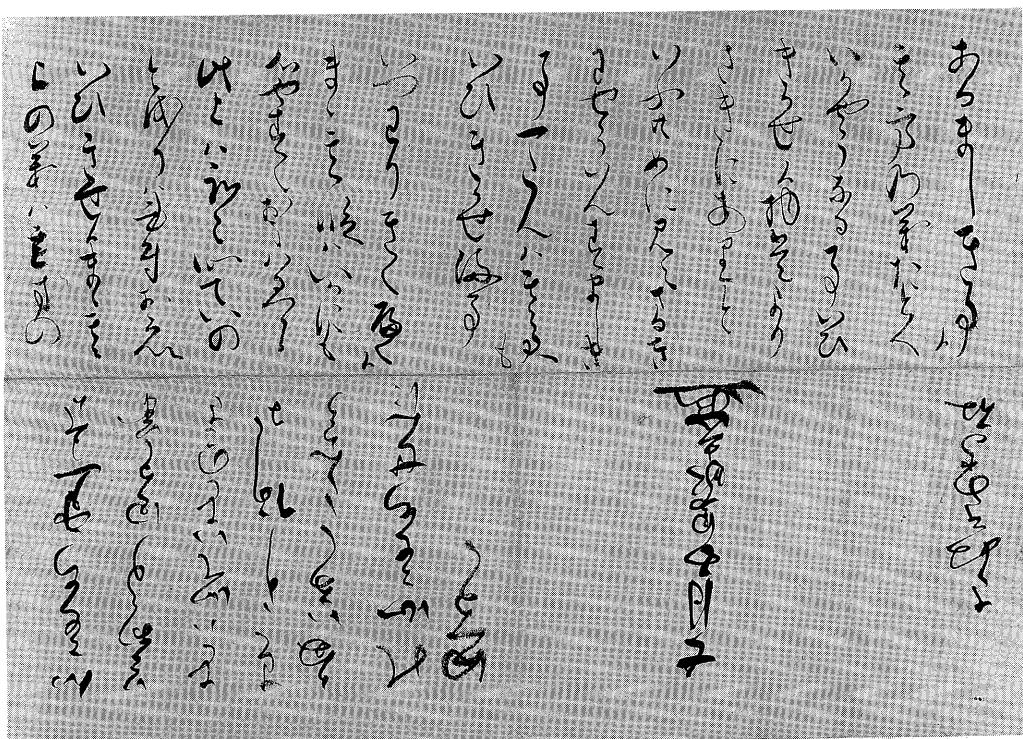
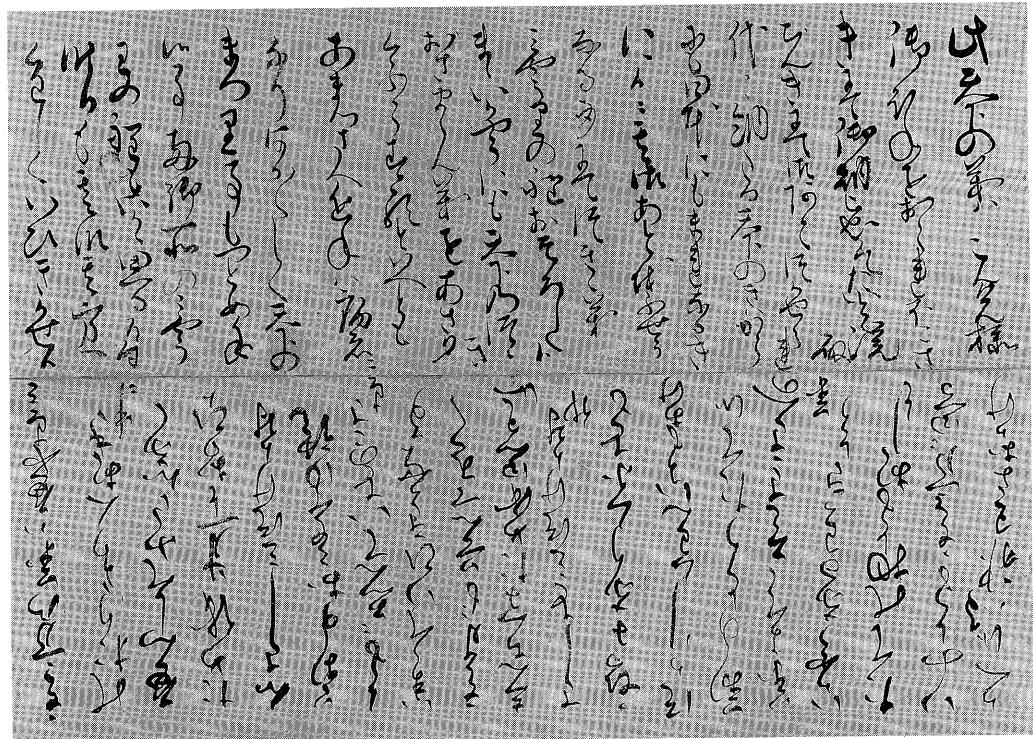
——この天下は家康が矛先で手に入れたもので、不肖の身で三代目を

繼いだ自分は、天下が統治るようにと朝夕工夫しているが、近年は病者になり、天下の政治もしつかりと取ることができない。其方は、部屋住みの時から二心なく、我が為を第一と思うところござしがあるので、代替わりになつて國も遣わし、官位も上げて万事取り立ててきた。この先、どのように若い取り立ての者があつても、其方に思い替えるようすることは神にかけて決してしない。其方について、どのような謠言があつたとしても、一度は其方にも言い聞かせ、眞実か偽りかを尋ねるので、この段は安心せよ。私の心底はこのようなものだ。万事、思つたことは、心底を残さず、善し悪しにかまいかなく談合してくれ。

この文中、「是さき人の義、いかやうなるわかきとりたての物ともお、しといふとも、其方ニ思ひかへ候事ハ神りよおかけあるましき事候」という文章に端的に示されているように、忠勝を信頼し、この先に若い取り立ての者があつたとしても忠勝に思い替えることはないと神に誓っている。このような言い回しからは、恋愛関係にも似た兩人の深い繋がりを想像させるが、あるいは「わかきとりたての物」の出現の可能性がある、と、酒井忠勝の不安に応える形で出されたものかもしれない。

また、忠勝の地位であるが、「万事おもて内證とも二ゑんていをのこさすいまゝていひきかせ候」とあるように、単に表向きのことばかりではなく、「内證」についても任せていたことがわかる。当時の老中では、松平信綱・阿部忠秋・阿部重次が表向きを任せられ、堀田正盛が「内證」を任せていたが、酒井忠勝は「おもて内證とも二」信頼されて任せていたのである。

この御内書の包紙ウハ書には、「寛永十八年」とある。家光が多分に精神的な病に苦しんだのは寛永十四年、その後、島原の乱を経て、酒井忠勝と土井利勝を日常の煩瑣な業務から離したのが寛永十五年十一月七日である。この御内書はそれ以後のものだと考えられるが、内容からは



(寛永十八年)七月五日 德川家光御内書

寛永十八年である確証はない。しかし、これを受け取った忠勝が、その日付を注し、糊封して厳重に保管していたことを考えれば、包紙ウハ書に従つてよいと思われる。だとすれば、なぜこの時点で出されたのか、という点が問題になるが、これについては今後の課題としておきたい。

三も、同様に酒井忠勝に対する深い信頼の念を表明したものである。年次は受け取った時点で酒井家の方で付した包紙の記載により、慶安二年と考えてよい。第二条には、「万事おもて内義ともに」とあり、二の史料の「内證」が「内義」と同じ意味であることがわかる。第六条の「一、万事しきにしき、存よりとをり申上候ハん事」という文面に見られるように、この御内書は忠勝の幕政上の特別な権限を認めた保証書の意味を持つており、忠勝は幕政全般について自由に発言できる地位にあつたことを確実にする史料である。研究史の上で、寛永十五年以来、土井利勝と酒井忠勝が「大老」に棚上げされたという説があり、その後状況証拠からそれを否定する成果は出ているが、この史料によつて最終的にそれが実証されたと言いうるであろう。

七月五日付光自筆御内書の原本の所在が明らかになつたことに加えて、新史料である三（霜月十四日付、口絵参照）が発見されたことは、大きな意義があるといわねばなるまい。

c 德川家綱自筆御内書

四は、本所所蔵台紙付写真343・2684、五も同343・269

6にある。いずれも興味深い内容を持つ自筆の御内書である。

四（口絵参照）は、家綱が、「心せわしく人をさい／＼しか」ついてい

ることに對して、側衆の久世広之を介して書付で、忠勝が家綱の行動をたしなめたものである。家綱は、「きよ年の冬より今にきしよくあしく成、心ふだんおもく候ゆへ、側之者のほうこうぶりきにかゝり、さい／＼しかりたく候」と弁解氣味にそれに答えている。家綱は、自分の体

調の悪い時には機嫌も悪く、側近の者に對しては叱り散らしていたようであるが、前代からの年寄である忠勝には頭が上がらなかつたようである。いたずらを指摘された子供のような弁解の文面である。なお、この包紙は糊封で家光と思われる花押が据えてあり、一方この書状文中に「空印」とあることから時期的に見て家綱書状であることは確実で、包紙と本紙は無関係のものと思われる。

五は、久世広之・内藤忠清・土屋数直の三人の御側の者の「ほうかうのいたしょう」が悪いため、言葉もかけまいと思つたということで、忠勝から三人に指導するよう命じたものである。この三人に牧野親成を加えた四人は、承応二年九月十八日より、「御側に候し、かはる／＼宿直をも勤むべきむね」を命じられており、このように気に障ることもあつたのである。ここに、この時期の幕政における忠勝の位置がよく示されている。おそらく政策面では松平信綱や阿部忠秋の働きが大きかつたのであろうが、政権内部の人間関係における忠勝の位置は大きく、瘤瘻持ちだったと思われる家綱の若い側近の者たちの取り成し役として、余人に替えがたい人物だったのである。

このほか、本所台紙付写真には、343・2679にある七月六日付徳川家綱自筆書状（酒井空印宛）がある。内容は、忠勝の暑気あたりに對して、見舞つたものであるが、この原本の所在は依然として不明のままである。

d 江戸城奥女中近江奉書・近江宛忠勝返書

六は、酒井忠勝が病気になつたため、家光が心許なく思い、奥女中の近江を介して見舞つたものである。ここにも、家光の忠勝に對する心情があらわれている。七は、その近江奉書に対する酒井忠勝の返書案、紙背も同日と推定される酒井家臣の、奥平家からの見舞状に對する返書案である。紙背は抹消されており、書損じと見られる。

e 德川光義書状

八、九は、尾張家二代藩主徳川光義（のち光友）の書状である。光義は、寛永十七年三月二十九日参議（宰相）となり、慶安三年六月二十八日に家督を相続している。その後、承応二年八月十二日に中納言に昇進、元禄三年に権大納言に昇進している。

八は、国元の洪水のため、家老の成瀬正虎を派遣することを許可されたことに對し御札を依頼した書状、九は、光義が帰国を許され国元へ帰った時の札状である。後者の「公方様」は徳川家綱、おそらく八も家綱代になつてからのものと思われる。

f 本願寺光圓書状

十、十一は、本願寺門跡光圓から、酒井忠勝に宛てて学問所の廃止回を願つたものである。学問所の廃止については詳しい事情は明らかにしがたいが、光圓は、忠勝を頼んで学問所廃止撤回運動を展開したようである。しかし、彦根藩主井伊直澄が「親父依頼筋目」を梃子に学問所の廃止を命じると、それを呑んでしまう。十二は、それに対する忠勝への弁明の書状である。

g 東福門院女房奉書

十三から三十三までの二十一通は、東福門院の女房奉書である。二十七を除いて紙を二枚重ね、表面と裏面に書かれている（本紙と裏紙）が、本紙・裏紙ともに書かれているのは紙の表である。

酒井忠勝は、寛永十一年、若狭小浜城主になつてから、毎年後水尾天皇の女御である東福門院（徳川秀忠四女）へ毎年欠かさず初鯉を進上し、

その他折りにふれて鷹の鳴などを進上している。本女房奉書は、そのような進物への札状である。宛名の権大納言・右衛門佐はともに東福門院付の女房である。

『小浜市史 史料編一』によれば、酒井家文庫に東福門院女房奉書二十通が残されており、内容は、ここで紹介する女房奉書とほぼ同じである。酒井忠直の「譲道具目録」には「女房奉書 四十式通入 一箱」とあり、「御譲道具入日記」には「女房奉書 四十式通入 一箱」とあるので、本所所蔵の二十一通を加えると酒井忠勝が受け取った女房奉書の大半が明らかになつたことになる。

h 家臣所持文書

酒井家文書の中に、家臣が所持していたと包紙に上書きされた三点の文書がある。豊臣秀次判物、豊臣秀頼御内書、および徳川秀忠書状の三通である。

包紙の上書は、

「秀忠公 御筆 入

秀次公 御判物

津田平右衛門先祖所持也、老印封」

というもので、いづれも宛名は堀尾帶刀など堀尾家の者が宛名に入っている。おそらく堀尾家の重臣の家に残され、堀尾家改易に伴つてその家臣が酒井家の家臣となり、後献上されたものと思われる。

おわりに

以上解説してきたように、本所所蔵の小浜酒井家文書は、将軍家光・家綱の自筆御内書が含まれる稀有なもので、しかもその御内書は、徳川家光・家綱研究に新たな光を当てるこのできる内容をもつたものである。また、その他の史料も、將軍と忠勝の関係のみならず、忠勝を介し

て大奥奥女中、尾張家、本願寺門跡らとの関係を窺うことのできる史料であつて、他に類を見ないものである。

一で述べてきたように、そのように貴重なものであつたがために、酒

井家ではこれを一般の史料とは別置し、保管していたものと思われる。そのため、酒井家文書を本所に寄託した時もその中には含まれず、したがつて小浜市立図書館に寄贈された時点では既に本所の所有となつていたのである。なお、本史料群が古書肆の手に入った事情は明らかではない。

釈文編

酒井家文書

一 德川家康御内書（切紙、包紙あり）

〔包紙「ハ書」
「權現様御内書一枚」
為歲暮之祝儀小袖一重到来、喜悦候也、

正月十一日

（徳川家康黒印）

酒井与七郎とのへ

二 德川家光御内書（折紙二紙、自筆、包紙あり）

第一紙（縦四〇・五種
横五六・三種）
第二紙（縦四〇・五種
横五六・三種）

〔包紙「ハ書」
「寛永十八年七月五日 御自筆之御内書 当日卯（糊封、忠勝印あり）」

- (2) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」（『岩波講座日本歴史』近世二、「一九七五年」）、辻達也「寛永期の幕府政治に関する若干の考察」（『横浜市立大学論叢』第二十四巻、人文系列一・二・三）、北原章男「家光政権の確立をめぐって」（『歴史地理』九十一巻一・三号）。
- (3) 小池進「成立期江戸幕府『大老』に関する若干の考察」（『東洋大學文学部紀要』第四十一集史学科篇XIII）、拙著『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年。
- (4) 『寛政重修諸家譜』。

義ハ、へやすミのおりより人お、き中ニヘつしてふた心なく、ためを第
一とおもひ候心さしミつけ候付、万事おもて内證とも二ゑんていをのこ
さすいまゝてひひきかせ候事、其方ニも覺可有之、しんちつよためを思
ひ候心さしをミつけ候付、代替ムなり、くムをもつかハしくわんいよも
あけ万事とりたて候義よて候、是さき人の義、いかやうなるわかきとり

たての物ともお、しといふとも、其方^ニ思ひかへ候事ハ神りよおかけあ
るましき事候、其方の義、たとへいかやうなる事いひきかせ候物是より

さきにありといふ共、めに見えざるきわせういんすましき事、一たんハ
其方へもいひきかせ、ま事いつわりきくへく候まゝ、其段ハいかにも心
やすくおもハるへく候、此上は我々心ていのとをりハ書付お以いひきか
せ候まま、其上の義ハ其方の心もち第一よて候、萬事思ひの義をハ、心

ていをのこさすよしあしよかまいなく、たんかうの心もちせんに思ひ候、
七月五日 家光（花押）

三 德川家光御内書（折紙、自筆、包紙あり）

〔包紙ハ書〕
〔慶安二年丑ノ霜月 御使^ニて被下候御書也（糊封、忠勝印あり）〕
〔萬治二年十二月これをあけ拝見申候〕
〔同右後筆〕

縦四五・五種

一、ようせうの時、初て古備後守ヲたいとく院様よりつけさせられ、う
ちつゝきさぬきノ守をつけさせられ、父子ともになしみぶかき事、
一、さぬきノ守義は、万事おもて内義とともに少もこころをのこさす、た、
今までめしつかわれ、其身の心中をも見と、け候ゆへ、年月久しき義
よて候へとも、少のさ、ハりなくめしつかわれ候事、

一、大納言へのこゝろ入の事、

一、諸事萬たん御しをきのたんこうの時の事、

一、そはよめしつかひ候者共、世間の取もちの事、

一、万事しをきにつき、存よりとをり申上候ハん事、

一、我身としより候にさうおうせざる奉公ふりの事、

一、かん用のもの所を申きかへき事、

右の一書之通、くわしき事ハ口上に懇に仰きかせ候、申ふくめ候、
きようよしあんいたさるべく候、

霜月十四日（家光花押）

さぬきノカミとのへ

四 德川家綱御内書（堅紙、自筆、包紙あり）

縦三四・一種

おもいよりかようよないせうにて申上候だん、うれしくおもい

候、かしく

一、おもいより候て、大和守をもつて申上候かき付、くわしくみ申候、
空印申候とおり、心せわしく人をさいくしかり候だんわ、大じん小
じんともよすて事にて候へとも、きよ年の冬より今よきしよくあしく

成、

心ふだんおもく候ゆへ、側之者のほうこうぶりきよかゝり、さい

く

しかりたく候、この中ハ、おくの女中あふミ・おかのをもじめ、

いづれも大きなるぶちやうほうを

いたし候ゆへ、事の外はらたち、
いとまをもやりたきほどよおもい候へとも、かんにんいたし、前へ出

さずひかゑさせおき申候、いまよりハ心がけせわをもやめ候ようよい

たすべく候、さりながらきしょくよき時さい心せわしく候よ、まして

此中ハきしょくあしく候ゆへ、なをく心せわしく成候、されども、

このいごハなをし申へく候、さりながら、すきくとわなをりかね申

へく候、目出度かしく

十月十八日

酒井空印

五 德川家綱御内書（折紙、自筆）

縦三四・一種

一、久世大和守・内藤出雲守・土屋恒馬守右三人事、ほうかうのいたし
ようあしく、ためにもさハり候ようにおもい候、それゆへ、この中ハ
こと葉おもかけずようおもゆい付申さず候、いかようよも、ためよよ

十一月廿六日

酒井空印まいる

六 江戸城奥女中近江奉書（折紙二紙、包紙へ6・7一括）あり

第一紙（縦三一・六種
横四六・五種） 第二紙（縦三一・六種
横四六・五種）

〔包紙ウハ書〕
「七月六日御内書、次ニ近江殿御文并ニ御返事案紙共ニ有之、此内御内書
ハ軸物ニ仕リ置也」

猶々、御きしょくの御事、御心もとなくおほしめし候て、御書ま
いらせられ候、よく／＼申候へとおほせられ候、めでたくかしく

御きしょくあまり御心もとなくおほしめし候て、御書つかはされ候、な
よとそ此たひの御きあい、御ほんぶくのやうよとおほしめし候まゝ、御

用しやうよくあそハし候て、御目ミえよ上らせられ候やうよとねんし入
申候、此比はけしからぬあつさにて、御くたひれなられ候ハんと、これ
のミ仰られ候、やかてす、しくなりまいらせ候ハんまゝ、御ちからつき
候やうよとそんし候、めでたくかしく

六日

あふみ
七

くうふんさま
人々御中

横縦三五・五種

七月六日

都筑庄兵衛
重成
廣沢三郎兵衛

秀政

御ふミ拝見いたし候へく候、然ハ私氣色の事御心もとなく被思召候ニ付、
御内書被下、ありかたく奉拝見仕候候、幾度もいたゝきまいらせ候共、

御心ないをさらしまいらせ候、上さま此比ハ御打つゝき御そく才にて、
御せんもよく被召上、万事私氣色人の願申候御氣色迄よくならせられ、

奥平藤左衛門様

貴報

かやうのめてたき御事申尽かたく奉存候、其上私氣色の事、此比いよ
くうせ候、御懇ニ御申上被成候故、かたんなどやハらき、くたひれ申
候御事も少ハ心つよく罷成候、此上ハ是非共せいを出しやうしやう仕候
て、一年成共とし久敷御奉公申まいらせ候ハんと願ひまいらせ候、此よ
し私心ニは少成共おろか不存候間不存申上候、如何程もありかたく存
まいらせ候通、たとひ相過候相いつ迄も此通の御礼頼入まいらせ候、
猶々、御前御□□いかほとも過分難有存候通、□□存をひとへに頼
入まいらせ候、然所ニ、うたのかミこれへ□□□被参候間、私氣色
の様躰けんてつけんしやう候款委申上候間、□□□上様も聞せられ
候て尤と思召候ハんと存まいらせ候、様子も両人の御いしや所へ申
入仕候、相頼候間、可然様被仰上可被下候、

七月六日

あふみ殿

（同紙背）

御状致拝見候、仍而空印從先頃被相煩候處、向温氣老躰故事之外草臥被
申候、今程土用も明候へ共、残暑猶甚候故、結句指支氣遣仕事候、將又、
先日久松清左衛門殿御出之刻、貴様事空印被申出候儀御満足之由、得其
意存候、入御念候御紙面之通、具申聞候處、祝着被申候、病中ニ候之故、
私共方より心得可申達之旨候、猶期後音之節候、恐惶謹言

八 德川光義書状（折紙、包紙あり）

縦三一・三種
横四五・八種

〔包紙ウハ書〕
「九月二」十三日

尾張様より酒井讚岐守様への御書面　自是も只今以書状申入候處、御札別

而珍重存候】

尚々、御事多キ時分、被入御念御申聞、別而満足いたし候、御老中
へも今晚則御札に以使者申入候、御奥方三人衆へも文遣申候、諸事

面談之節御札可申候、以上

自是も只今以書状申入候處、御札別而珍重存候、然ハ内々申達候成瀬隼

人正国元へ差上セ申度旨、今日松平伊豆守殿被達　上聞候處、私心次第

指上セ可申旨、御詫之趣御座候而、誠以過分忝奉存候、国元水入

申候義、あらまし御耳ニたち申候所、當年ハかんやうの年ニ候所、せう

しニ被為　思召候、御様ニ被成御座候由、誠ニ難有御事忝仕合共ニ御座

候、御前御次而之刻、宜様ニ御取成、貴殿頼入存候、誠貴殿御シきも入

など大悅至極ニ存候、萬々懸御目御札可申入候、恐々謹言

尾張宰相

光義（花押）

九月廿三日

酒井讚岐守殿

御報

九　徳川光義書状（折紙）

縦五二・四種
横五七・四種

先日モ、以内藤善斎学問所之事申入候處、御返事之通具承、先以過分存
事候、尤其通相隨可申儀候へ共、去々年之暮興正寺愚法難申寺内を忍候
而立除、依之、去年認申候故、日付ちかひ可申候、猶上方武家衆被取扱
候ニ付、學問所尋候様ニと興正寺より望申候由、粗承候、先年大猷院様
御他界砌、各へ以誓詞申入候キ、今以相替義無之候、拙僧一分之義候へ
ハ、捨身命候而成共、御為よハ替申間敷と存候へ共、學問所崩候へも、

第一紙（縦四〇・六種）　第二紙（縦四〇・六種）

八、縱興正寺ニ無構号新儀手をつけ申候而も、一宗之失面目、自他嘲末代迄
之恥辱成申候ニ付、再三断申入候、御幼君御座候ニより、軽申事よて
大毛頭無御座候、右之通於偽申モ、可蒙　仏祖之冥罰候、迷惑餘以誓を
申入候、何とぞ御了簡候而、學問所之義、御沙汰無之様ニ被　仰付候モ

生々世々難有忝可存候、兼々御懲候故、無隔心申度事共有増顯愚筆申候、
一筆令啓達候、先以於江府一段御靜謐、公方様弥御機嫌能被成御座之旨、
候間、可御心安候、以上

追々相達、日出大悦之御事候、嚴寒之節、御手前御氣色替事無之候哉、
承度候、然ハ、此度程之御懇之、御詫之節、首尾能御暇、在所へ御越、
重疊坏重難申尽候、然其、爰許止宿之節、徳甫見通申處、色々御念入御
申含様、委申聞、誠御心入之段々、不残之至候、諸事御心得共、徳甫な
ど物語申尤至極悦入事ニ候、弥急度被遂保養、何とそ打続御奉公之儀、
此上之專ニ候、旁申度如此候、隨而鷹之鶴并領内の一様進之候、猶期
後喜候、恐々謹言

尾張中納言

十一月廿七日

酒井修理大夫殿

參

光義（花押）

十　本願寺光圓書状（折紙二紙、包紙、10・11・12一括）あり

諸事天下よりの御慈悲ならてハ本願寺立不申候間、兎も角も偏頗存候、
恐々謹言

六月廿日

光圓

若狭少将殿

十一 本願寺光圓書状（折紙）

縦四〇・八
横五六・〇
纏引

此間も事外之温氣候へ共、公方様弥御機嫌能、次御手前も御無事之由、
目出度存候、先日も以使札申候刻も、御懇之返報、殊口上之通承届候、
先日も如申候、學問所崩候而も指当拙僧寺末代迄之恥辱、加之坊主以下
之謂、彼是致迷惑事共數多有之事候、此段幾重も御断可申所存候、御札
旁以自筆申入候、念入之程不残存候へ共、右之仕合故、不任吳見迷惑千
万存事候、不珍候へ共、調合候間、香袋十箱入進入之申候、猶期後音之
時候、恐々謹言

七月三日

光圓

十二 本願寺光圓書状（折紙）

縦四〇・八
横五六・〇
纏引

追而申候、先日より御肝煎不浅存候、委細使者口上申含候、
一筆令啓達候、事外之温氣候へとも、公方様御機嫌能御座候よし、珍
重存候、然も今早天より井伊掃部頭來儀候而、學寮之義いつれも新義被
存候間、兎角早々崩候様達而蒙吳見候、最前之所存候故、色々断申候
處、井伊掃部親父以來筋目之由而、達而被申候付、無是非同心申
候、御手前切々預御吳見候處、不被承引、唯今掃部吳見而同心申儀、
御心底如何迷惑存候へ共、難遁次第候故、學寮崩候事領掌申候、此上
も、向後寺法急度相立候様、偏憑存候、恐々謹言

光圓

十三 東福門院女房奉書（豎紙二紙）

本紙裏紙共縦五三・九
横五三・九
纏引

わかさの少将よりとつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろくお
ほしめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よろしく御心え候
てつたへ御入候へく候、あなかし」

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十四 東福門院女房奉書（豎紙二紙）

本紙裏紙共縦三九・一
横五三・五
纏引

わかさの少将よりとつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろくお
ほしめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よろしく御心
え候てつたへ御入候へく候、あなかし」

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十五 東福門院女房奉書（豎紙二紙）

本紙裏紙共縦三九・一
横五三・五
纏引

わかさの少将よりとつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく覺
しめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よく御心え
候て、つたへ御入候へく候、あなかし」

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十六 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共（縦三八・九
横五二・七
纏）

わかさの少将よりはつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
しめし候よし、よく／＼心え候て申とて候、此よし、よろしく御心え
候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十七 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共（縦三八・九
横五三・三
纏）

わかさの少将よりはつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
ほしめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よく／＼御心え
候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十八 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共（縦三八・八
横五三・三
纏）

わかさの少将よりたかのかもしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
おほしめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よく／＼御心え
候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

二十一 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共（縦三八・九
横五三・〇
纏）

わかさの少将入道より初さけしん上候、ひろう申て候へは、おもしろく
おほえさせおハしまし候、よろしきやうにこゝろえ候て申とて候、よく
／＼御心え候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
右衛門佐とのへ

二十二 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共（縦三八・九
横五三・二
纏）

わかさの少将入道より初さけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
おほえさせおハしまし候、よろしきやうにこゝろえ候て申とて候、よく

わかさの少将よりたかのかもしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
おほしめし候よし、よく／＼心え候て申とて候、このよし、よく御心え
候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
ゑもんのすけとのへ

十九 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙（縦三八・九
横五三・二
纏）

裏紙（縦三八・五
横五三・五
纏）

わかさの少将よりはつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく

御心え候て、つたへ御入候へく候、あなかしく

二十三 東福門院女房奉書

わかさの少将よりちつ鮭しん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく覺しめし候よし候、よくく心え候て申とて候、此よしよろしく御心え候てつたへ御入候へく候、あなかしこ

本紙裏紙共縱三八
橫五三二八輝

右衛門佐とのへ
(切封墨引)

右衛門佐とのへ
切封墨引

縱三八
橫五三
二七輝

二十七 東福門院女房奉書（堅折紙）

右衛門佐とのへ
(切封墨引)

二十四 東福門院女房奉書
（臣）紙一紙

わがさの少将よりたかのかもしん上おハしまし候、披露申て候へは、おもしろく覺しめし候よし、よくく心得候て申とて候、此よしよろしく御心え候てつたへ御入候へく候、かしく

右衛門佐とのへ

二十五 東福門院女房奉書

本紙裏紙共
縱三八·〇釐
橫五三·八釐

（丁子四月三日）
わかさの少将よりたかの鴨しん上候、ひろう申て候へは、おもしろく覺
しめし候よし、よくくこころえ候て申とて候、此よし御心候てつたへ
御入候へく候、かしく

(切封墨引)
右衛門佐とのへ

二十八 東福門院女房奉書（堅紙二紙）

本紙裏紙共縱三八橫五三二八輝

(切封墨引)
右衛門佐とのへ

ほしめし候よし候、よく心え候て申とて
候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

（切封墨引）
権大納言とのへ

二十五 東福門院女房奉書（堅紙二紙）
本紙裏紙共縱三八、八釐橫五三、〇釐

御入候へく候、かしく

二十九 東福門院女房奉書 (竪紙二紙)

本紙裏紙共縱三八·五釐橫五三·二釐

二十九 東福門院女房奉書（豎紙二紙）
本紙裏紙共（縦三八・五種
横五三・二種）

わかさの侍従よりたかのかもしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
覚しめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よく御心え候
て、つたへ御入候へく候、あなかしく

權大納言

三十 東福門院女房奉書

本紙裏紙共
橫五三·三輝
紙

三十三 東福門院女房奉書(臣) 紙一紙)

本細裏細共
橫五三·五人
糧

わかさの侍従よりたかのかもしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろく
おほしめし候よし、よく心え候て申とて候、このよし、よく御心え
候て、つたへ御入候へく候、あながしこ

わかさのし、うよりたかのかもけさんよ入られ候、ひろう申て候へハ、
まことよりくしん上の御ごとにて候、よく御心え候て、つたへ御入
候へのよし、心え候て申とて候、あなかしく

權大納言とのへ

(切封墨引)

三十一 東福門院女房奉書 (竪紙二紙)

本紙裏紙共
橫五三
二類

酒井家家臣所持文書

わかさの侍従よりはつさけしん上候、ひろう申て候へハ、おもしろくおほしめし候よし、よく／＼心え候て申とて候、このよし、よく御心え候て、つたへ御入候へく候、あなかしこ

切封墨引

堀尾帶刀とのへ
一柳監物丞とのへ

三十二 東福門院女房奉書（豎紙二紙）

本紙裏紙共
縱三八·二
橫五三·二
二編

十一月廿三日

(豊臣秀次朱印)

一 豊臣秀次朱印状（折紙）

横六五

二 豊臣秀頼御内書（折紙）

縦四五・〇
横六四・七
纏

追而、巢隼・弟鷹・兄鷹、早々上着、自愛此事候、
為年頭祝儀、太刀一腰・馬代黄金一并串蛇一折到来、令祝着候、隨而所
勞之由、養生之儀專要候、委片桐市正可申候、謹言

五月六日

（豊臣秀頼黒印）

堀尾帶刀とのへ

三 德川秀忠書状（切紙二紙、包紙・付属書類あり）

本紙 縦一七・六
横五〇・八 纏

裏紙 縦一七・六
横五一・〇 纏

尚々、久々不申入、あまり御遠々しき様に御座候間、一書申入候、
あけくれ御床しさ山々みて候、

指義も無之候へとも、久々以書状さへ不申入候間、以飛脚申入候、定而
其元御用等可被仰付候哉、御床しく存候、上方の儀いよ／＼しつかよ
御座候由候間、珍重存候、何事もかさねて可申入候、恐々謹言

十月廿一日

秀忠（花押）

〔切封ウハ書〕

〔墨引〕

堀口州様
まいらせ候

秀忠
武藏守